



網走地区消防組合では平成 31 年 4 月 1 日より開始されます！！

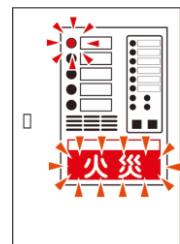
違反対象物の公表制度とは？

建物の利用者の方が、自ら建物の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することが出来るよう、消防署等が保有する建物の火災危険に関する情報（重大な消防法令違反対象物）をホームページで公表する制度です。

重大な消防法令違反とは？

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置されていない違反です。

※いずれか一つでも違反がある場合は対象となります！！



公表の対象となる建物は？

飲食店、物品販売店や宿泊施設等、不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設等で避難することが困難な方が利用する建物等です。

例



公表となる内容は？

防火対象物の名称、住所、公表の対象となる違反内容及び公表を開始した日が網走地区消防組合当ホームページで公表されます。

公表までの流れは？



※違反を公表する旨を通知してから一定の期間を経過しても違反が改善されない場合。

総務省消防庁ホームページ

違反対象物公表制度

<https://www.fdma.go.jp/publication/index.html>

[網走地区消防組合違反対象物公表状況](#)